

人の運送をする内航不定期航路事業について (令和6年4月版)

- 人の運送をする不定期航路事業とは・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 「人の運送をする内航不定期航路事業」に該当する運送とは・・・ P2
- 「人の運送をする内航不定期航路事業」の手續・・・・・・・・ P3～4
- 事業の運営で注意いただきたいこと・・・・・・・・・・・・・・・・ P5～9
- 安全運航のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10～11
- 運航開始までに必要な船員法の手続・・・・・・・・・・・・・・・・ P12～13
- 運航開始までに必要な教育訓練・・・・・・・・・・・・・・・・ P14
- 安全設備の義務化について・・・・・・・・・・・・・・・・ P15～17
- 九州運輸局の管轄地域・・・・・・・・・・・・・・・・ P18

※令和5年4月28日成立した海上運送法の一部を改正する法律により、今後段階的に制度の変更や追加が行われますので、以下のHPを参考とされてください。

(URL：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000086.html)

人の運送をする不定期航路事業とは

海上運送法 事業区分一覧表

		貨物のみの運送をするもの (旅客定員なし)	人の運送をするもの ※	
			旅客定員 1～12名	旅客定員 13名以上
一定の航路を定めているもの	定期運航	貨物定期航路事業 (内航海運業法に基づく手続きを行っている場合を除く) 内航貨物船 等	人の運送をする貨物定期航路事業 海上タクシー 内航貨物船 等	一般旅客定期航路事業 長距離フェリー 離島航路 等
	不定期運航	不定期航路事業 (内航海運業法に基づく手続きを行っている場合を除く) 内航貨物船 等	人の運送をする不定期航路事業 小型クルーズ船 海上タクシー等	旅客不定期航路事業 通船、遊覧船 クルーズ船 等
航路不定のもの		不定期航路事業 (内航海運業法に基づく手続きを行っている場合を除く) 内航貨物船 等	人の運送をする不定期航路事業 小型クルーズ船 等	人の運送をする不定期航路事業 クルーズ船 等

① 非旅客船（旅客定員1～12名）で、日程やダイヤを定めない不定期運航の場合、航路が一定か不定かに関わらず「人の運送をする不定期航路事業」に該当します。

例：海上タクシー、花火大会時の遊覧船
イルカウォッチング、小型クルーズ船

② 旅客船（旅客定員13名以上）で、航路に反復性・継続性がない航路不定のものに限り、「人の運送をする不定期航路事業」に該当します。（※原則年3日以内であり、1年は1～12月でカウントします。）

例：年1回限りのクルーズ、2地点間輸送

旅客船により運送を行う場合は、人の運送をする不定期航路事業に該当するか管轄の運輸支局等（P18）へお問い合わせください。

※ 一定の航路を定めて、反復・継続的に旅客船（旅客定員13名以上）を就航させて事業を行う場合には、一般旅客定期航路事業や旅客不定期航路事業に該当することとなり、人の運送をする不定期航路事業とは異なる許可等の手続きが別途必要になります。

「人の運送をする内航不定期航路事業」に該当する運送とは

原則として非旅客船（旅客定員1～12名）を使用し、不定期（日程やダイヤを定めな
い）に、他人の需要に応じて、人を運送する事業（有償であるか無償であるかは問いませ
ん）ということになります。

なお、旅客船（旅客定員13名以上）を使用して事業を行う場合には、取扱いが異なる
場合がありますので、判断に迷う場合は、管轄の運輸支局等あてお気軽にご連絡をお願い
します。

【「人の運送をする内航不定期航路事業」の届出が必要なケース】

例1) 通常は遊漁や瀬渡しの仕事をしているが、それら以外で人を乗せて運ぶ場合。

※ 本来の業務（遊漁や瀬渡し）に使用する場合は、海上運送法の適用はありませ
ん。

例2) 島や対岸などに用事のある人や島などに観光に出かける人に頼まれて、これらの人
を乗せて運ぶ場合。

※ 漁船、瀬渡し・遊漁船、プレジャーボートなどその船の用途には関係なく旅客
定員を有する全ての船舶が対象になります。

例3) イルカウォッチング、カモメウォッチングなど海上観光や遊覧のために人を乗せる
場合。

例4) 会社や官庁に頼まれて、海上にある施設などを点検や監視のため、または、海上で
の調査・研究などのために人を乗せて運ぶ場合。

例5) 海上で行われるイベントの主催者などから頼まれて、体験航海などで人を乗せて運
ぶ場合。

例6) 第三者から頼まれて、花火大会を海上から観覧させるため乗せる場合。

【「人の運送をする内航不定期航路事業」の届出が不要なケース】

例1) 遊漁船、瀬渡し船、ダイビングボート

・遊漁船や漁船による体験漁業も含まれます。

例2) イベント主催者が、そのイベントの一環として船舶を用いる場合（遠泳大会の併走、
神事の氏子の運送等）

※ ただし、イベント見学客やイベント会場への運送は適用があります。

例3) 自己の用に供する運送

・身内、友人、隣人を無償で運送することも含まれます。

「人の運送をする内航不定期航路事業」の手続

※特定の範囲の人の運送をする内航不定期航路事業（個別の運送契約に基づく会社従業員のみの輸送等）については手続が一部異なります。あらかじめ、管轄の運輸支局等までご連絡ください。

※（記載例）をクリックすると記載例が確認できます。

事業を開始するための手続

事業を始めるには、以下の届出が必要です。

I 人の運送をする内航不定期航路事業開始届（事業開始日30日前までに届出）

- ① 人の運送をする内航不定期航路事業開始届
※非旅客船（記載例①）、旅客船（記載例②）で様式が異なります。
- ② 使用船舶明細書（記載例③）
- ③ 船舶検査証書の写し、船舶検査手帳の写し
- ④ 船客傷害保険契約証書の写し
 - ・・・旅客定員1人当たり3,000万円以上（令和6年10月1日以降に締結するものは旅客定員1人当たり5,000万円以上）の保険に加入していること
- ⑤ 航路図（記載例④）
- ⑥ 小型船舶操縦免許証の写し・・・船長分、特定操縦免許であること

※事業を開始するには、事業を始める30日前までに管轄の運輸支局等へ届出を行う必要があります。

II 安全管理規程設定届・安全統括管理者選任届・運航管理者選任届（事業開始前までに届出）

- ① 安全管理規程の設定届出
- ② 安全統括管理者の選任届出
- ③ 運航管理者の選任届出

船舶、航路等を変更するための手続

変更手続きには、以下の届出が必要です。

III 人の運送をする内航不定期航路事業変更届（事業開始日30日前までに届出）

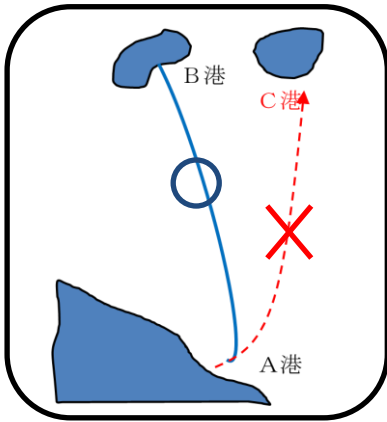
- ① 人の運送をする内航不定期航路事業変更届（記載例⑤）
（変更事項によって使用船舶明細書や航路図等を添付する必要があります。）

※事業を変更するには、変更する30日前までに管轄の運輸支局等へ届出を行う必要があります。

※変更の内容（船舶の入れ替え・航路の変更など）によっては、安全管理規程についても手続が必要な場合があります。

変更内容の例

- ① **使用船舶**を変更したいとき
- ② **航路・海域**を追加・変更したいとき



航路として届出している区間がA港～B港のとき、A港からC港への運航は届出が無ければ運航することはできません。

- ③ 「**使用船舶明細書**」に記載された内容を変更したいとき
(具体的には、「**船名、船舶所有者、総トン数、旅客定員、主機の種類、連続最大出力、航海速力**」が変更となる時)
- ④ **氏名(法人の場合は会社名、代表者名)・住所**が変更となる時

その他の届出事項に変更があれば、管轄の運輸支局等までお尋ね下さい。

事業を廃止するための手続

事業を廃止するには、以下の届出が必要です。

IV 人の運送をする内航不定期航路事業廃止届

- ① 人の運送をする内航不定期航路事業廃止届

※**非旅客船(記載例⑥)**、**旅客船(記載例⑦)**で様式が異なります。

※廃止してから30日以内に管轄の運輸支局等へ届出を行う必要があります。

開始届を提出した事業者の方は、実績の有無に関わらず、年1回、毎年4月30日までに、前年4月～3月の輸送実績を、内航不定期航路事業運航実績報告書(第五号様式)により報告しなければなりません。

(船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第3条)

様式 (←クリックしてください。)

旅客船により事業を行う場合は、運航を行った毎に運航実績報告書の提出が必要となります。

様式 (←クリックしてください。)

I. 事業の運営で注意いただきたいこと

1. 必要な掲示について

① 運送約款、運賃・料金の公示を行ってください。

営業所（自宅）と船舶にも備え置いて、利用者がいつでも閲覧できるようにすることが必要です。また、ウェブサイトへの掲載も必要になります。（事業に常時使用する従業員20人以下の場合又は自ら管理するウェブサイトを有していない場合は不要です。）

人の運送をする不定期航路事業に係る運送約款	
第1章 総則	
(適用範囲)	
第1条 この運送約款は、当社が行う旅客及び手回りの品に適用されます。	
2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。	
3 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。	
(定義)	
第2条 この運送約款で「大人」とは、12歳以上の者(小学生(小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第134条第1項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。))に就学する児童をいう。以下同じ。)を除く。)をいいます。	
2 この運送約款で「小児」とは、12歳未満の者及び12歳以上の小学生をいいます。	
3 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船室に持ち込む物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。	
(1) 3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品	
(2) 車いす(旅客が使用するものに限る。)	
(3) 身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。)	
4 この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指定する者の事務所をいいます。	
第2章 運送の引受け	
(運送の引受け)	
第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客及び手回りの品の運送契約の申込みに応じます。	
2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。	
(1) 当社が第5条の規定による措置をとった場合	
(2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合	
ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指	

運賃表		
〇〇〇株式会社		令和 年 月 日より適用
単位：円		
発着港	着発港	運賃
A港	B港	1,000
	C港	2,000
B港	C港	1,500

運賃表				
〇〇〇株式会社		令和 年 月 日より適用		
単位：円				
A港				
800	B港			
2,200	1,400	C港		
1,600	1,000	1,000	D港	
1,200	1,200	1,000	800	E港

例 [運送約款](#) [運賃表](#) (←クリックしてください。)

② 旅客の禁止事項の掲示を行ってください。

船内の旅客が見やすい場所（客室内や入口など）に掲示しましょう。

乗船のみなさまへお願い

航海の安全と秩序維持のため、海上運送法および運送約款に定められている次の**禁止事項**をお守りください。

- ① みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。
- ② みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
- ③ 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
- ④ みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- ⑤ みだりにタラップ、その他乗船者の乗下船または転落防止のための設備を操作し、または移動すること。
- ⑥ みだりに乗船者の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識または掲示物を損傷し、または移動すること。
- ⑦ 石、ガラスびん、金属片その他船舶または船舶上の人もしくは積載物を損傷する恐れのある物件を船舶に向かって投げ、または発射すること。
- ⑧ 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
- ⑨ 船員等の職務の執行を妨げる行為をすること。
- ⑩ 他の乗船者に不快感を与え、または迷惑をかけること。
- ⑪ 船内の秩序もしくは風紀をみだし、または衛生に害のある行為をすること。

[電子データ](#) (←クリックしてください。)

乗下船その他船内における行動に関し、船長が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従うこと。

③安全管理規程を事務所と船内へ備え置いてください。

定期的に内容を確認して、変更があれば九州運輸局海上安全環境部運航労務監理官または管轄の運輸支局等まで変更手続きを行ってください。

安全 管理 規 程 (個人海上タクシー事業者用)	
この規程は、令和 年 月 日より実施する。	
事業者名 _____	
目 次	
第1章	総 則
第2章	経営トップの責務
第3章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任
第4章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制及び職務並びに権限
第5章	運航計画の作成等及び運航に必要な情報の収集・伝達
第6章	運航の可否判断
第7章	輸送に伴う作業の安全の確保
第8章	輸送施設の点検整備
第9章	海難その他の事故の処理
第10章	安全に関する教育、訓練及び見直し等
第11章	雑 則

2. 乗船できる旅客の数について

「人の運送をする不定期航路事業」は、主に非旅客船（**旅客定員1～12名**）を使用した事業です。また、**各使用船舶の旅客定員を超えて事業を行うことはできません。**

（※旅客船により運航できる場合もあります。旅客船により運航する場合は人の運送をする不定期航路事業に該当するかについて、管轄の運輸支局等へお問い合わせください。）

【注意】船舶検査証書に、用途による場合分けがされているケース

例：用途が「遊漁船（旅客船）」と「その他の場合」

船舶検査証書			
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は係船港	
〇〇〇丸	第290-.....号	△△市	
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者	
10トン (12メートル)	遊漁船(旅客船)兼交通船	〇〇 △△	
従業制限区域又は	沿海区域 ただし、.....		
最大とう載人員	旅客	遊漁船(旅客船)の場合 25人	その他の場合 12人
	船員	遊漁船(旅客船)の場合 3人	その他の場合 3人
	その他の乗船者	遊漁船(旅客船)の場合 0人	その他の場合 0人
	計	遊漁船(旅客船)の場合 28人	その他の場合 15人
制限気圧	-		
その他の航行上の条件	-		
有効期間			
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成〇〇年 〇月 〇日			
日本小型船舶検査機構			

「旅客 遊漁船（旅客船）の場合 25人」と記載されています。
遊漁船として使用する場合には、別の法律（遊漁船の適正化に関する法律）の手続きが必要となります。

人の運送をする不定期航路事業（海上タクシー事業）では、こちらの旅客定員の範囲で事業を行うことが必要です。
（※この船の場合、海上タクシー事業で運航するときに、お客さんを13名以上乗せると、海上運送法では違反となります。）

- ※ 定員を超過することのないよう、出港前にあらかじめ**検査証書上の旅客定員と乗船時の旅客数を把握しておくことが重要**です。
- ※ また、**運航する海域が航行区域又は従業制限上問題ないこと、検査証書が有効期間内であることを確認しておくことも重要**です。

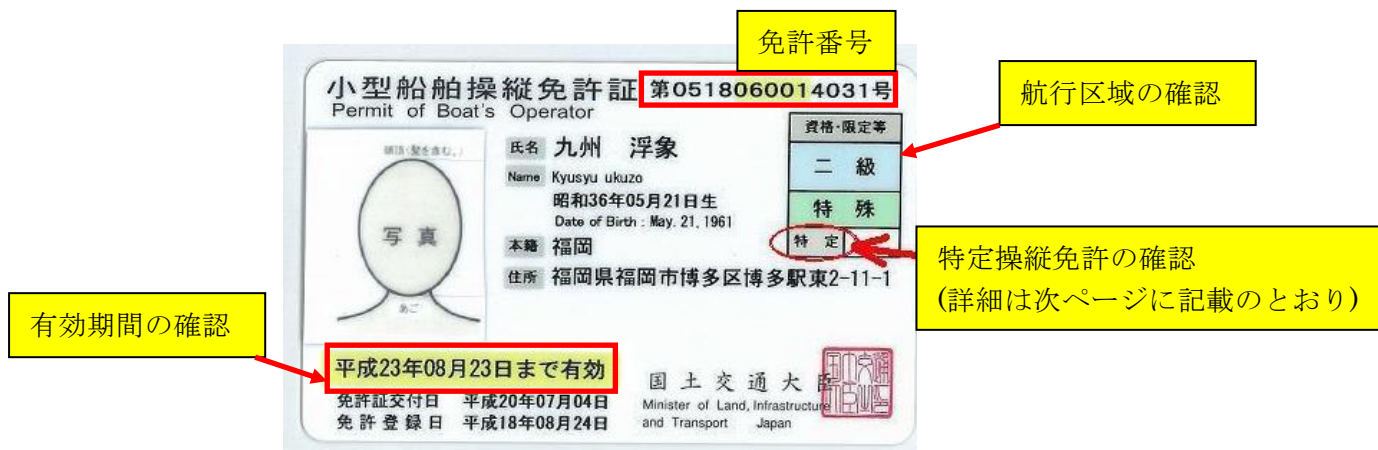
3. その他注意すること

① 不当な差別的取扱いの禁止

特定の利用者に対して不当な差別的取扱いを行うことは禁止されています。

【海上運送法第13条（準用法第19条の6の3、法第20条の2）】

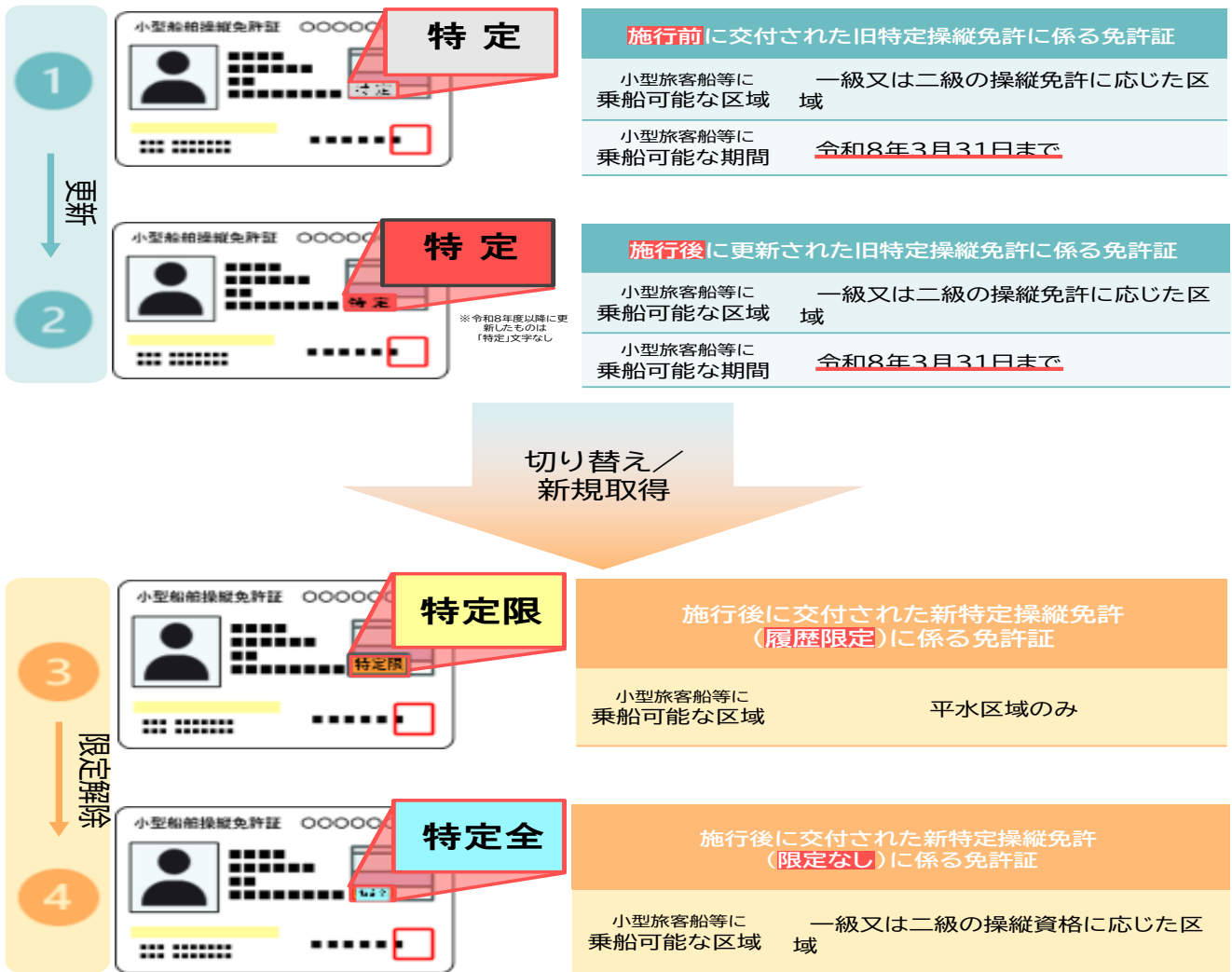
② 船長は、**特定操縦免許の受有**が必要となります。



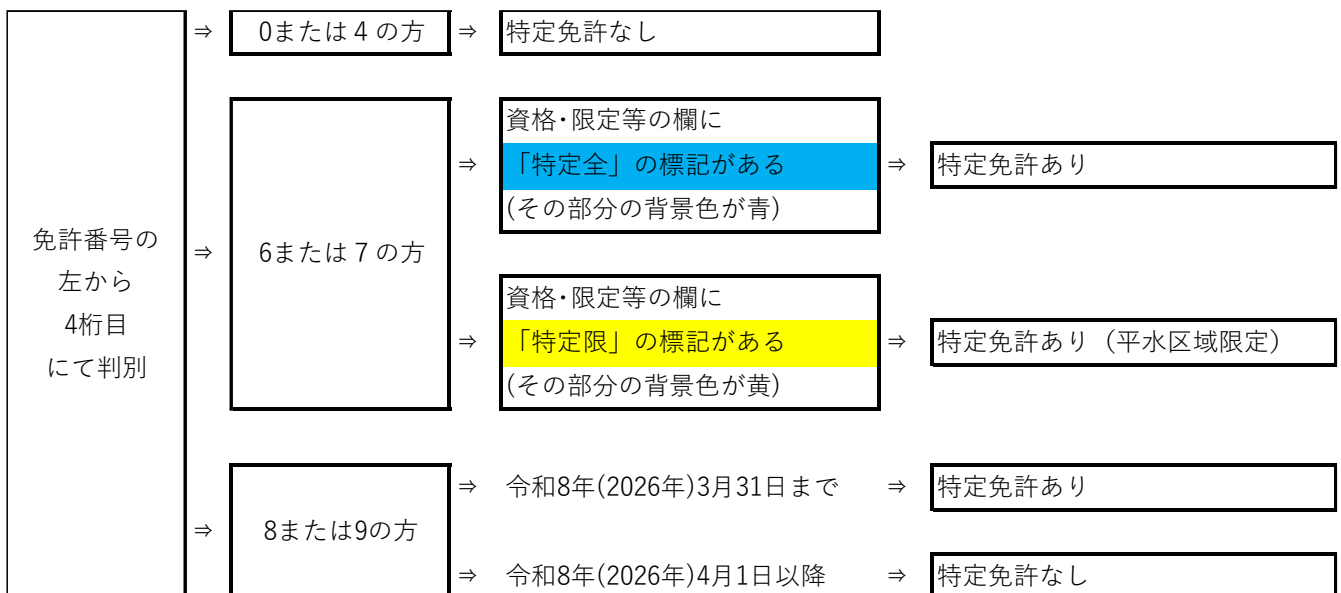
※令和6年4月より、小型旅客船の船長に必要な「特定操縦免許」の制度が改正されました。改正の内容については、以下の国土交通省HPをご確認ください。
(URL : https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn10_000004.html)

③ その他

- 遊漁船業や瀬渡し船などの行為を行う場合は、地方自治体（県）への登録が必要になります。
- 事業の形態によって海上運送法以外の法律が適用されることもありますので、事業を行うにあたっては各自で、必要な手続きを確認したうえで、これを適切に行っていただきますようお願いします。



特定操縦免許の確認方法



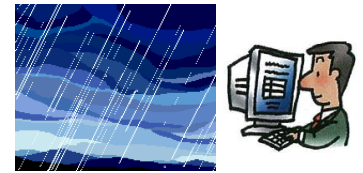
Ⅱ. 安全運航のために

① 発航前の検査・点検を十分に行いましょう。

発航前に、チェック表をもとに、①航海機器、灯火、推進器、機関等 ②燃料、飲料水の積み込み状況 ③通信機器（船舶電話・携帯電話）類 などについて問題が無いか点検をしましょう。

② 発航前の気象・海象の情報は十分に行いましょう。

発航前に十分な気象・海象の情報を、テレビやラジオ、インターネットにより入手しましょう。



設定した運航中止基準の例

発航地の気象・海象	
風速	10m/秒 以上
波高	1.5m以上
視程	1000m以下

入手した情報と、安全管理規程に定めた基準を基に運航できるかどうかを判断
※運航中止基準に達している又は超えるおそれがあるときは運航できません。
※ 危険だと思ったら、運航中止！

③ 発航前にアルコールチェックを行いましょう。

安全管理規程では、船長・乗組員について飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が、0.15mg以上である間、当直は実施できないと規定しています。

そのため、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築する必要があります。また、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」では、飲酒・薬物の影響その他の理由により正常な操縦ができないおそれがある状態で小型船舶を操縦すること、当該状態の者に小型船舶を操縦させることを禁じています。



④ 救命胴衣を備え付け、乗客に着用させましょう。

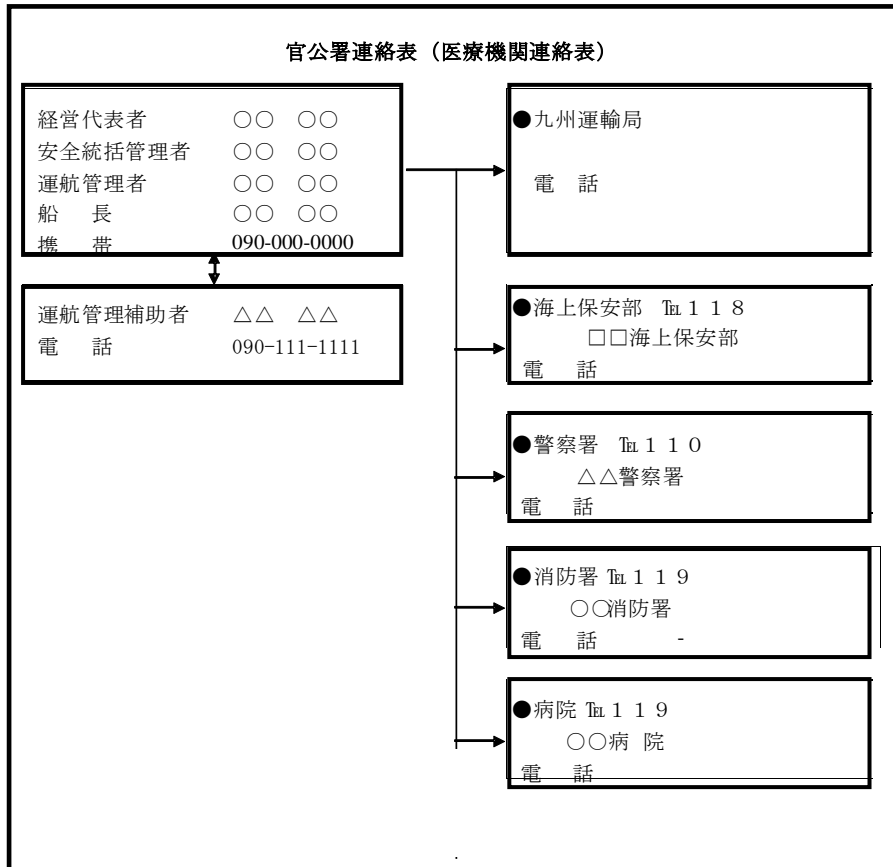
船室外の暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させて下さい。



- 見やすく、取り出しやすい場所にあるか
- 個数、ひも切れが無いなど使用可能な状態か。

⑤ 緊急連絡表を掲示しましょう。

安全管理を行う者や海上保安部、消防署、医療機関などの連絡先を記載した緊急連絡表を作成し、船橋などの見やすい場所へ掲示をお願いします。



緊急連絡先の電話番号に変更がないか。
(半年に1回程度確認を！)

⑥ 旅客名簿を作成しましょう。

令和6年4月より、旅客名簿備え置き義務の見直しが行われ、**旅客名簿を備え置く場所を原則として陸上に変更し、備え置きの義務主体は船長から旅客船事業者に変更するとともに、一定の船舶に備え置きの義務づけを拡大しました。**

人の運送をする不定期航路事業では、**沿海区域以遠を航行し、港と港（出港～着港）の間の所要時間のうち最大となるものが50分以上の航路**が対象となりますので、対象となる航路のある場合は、旅客名簿の作成、備え置きが必要です。また、作成した旅客名簿は、**航海が終了した日から1年間保存**してください。

<旅客名簿の記載事項>

- (1) 氏名
- (2) 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分
- (3) 性別
- (4) 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
 - ア イに掲げる旅客以外の旅客 住所又は住民票に記載されている市区町村名
 - イ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客 国籍及び旅券番号
- (5) 乗船の日時及び港並びに下船の港
- (6) 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否

Ⅲ. 運航開始までに必要な船員法の手続 (船員法の対象者のみ)



まず、『船員法』の対象の船舶について、ご紹介します。

【適用対象の船舶】

次の船舶以外は船員法が適用されません。

- 総トン数5トン未満の船舶
 - 湖・川・港のみを航行する船舶
 - スポーツ・レクリエーション用の小型船舶
 - 総トン数30トン未満の漁船（定置網漁業、区画、共同漁業に従事するもの）
- ※ 上記以外の漁船については、漁法等によって船員法の適用・非適用の判断が異なりますので、詳細を確認したい場合は漁業許可証や船舶の用途が分かる書類とともにご相談ください。



確認その1) 使用船舶について、船員法の適用があるかないか、ご確認ください。



もし、船員法の適用がある場合には・・・

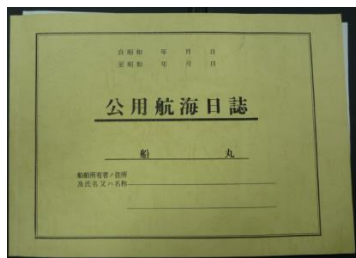
確認その2) 船員法で定められた実施内容を実行してください。

【実施内容】

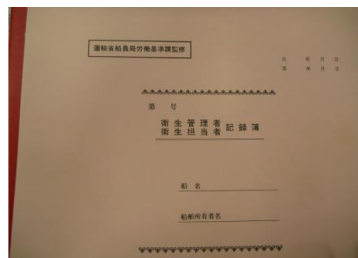
- ① **書類の備置**・・・海員名簿、公用航海日誌、衛生担当者記録簿、安全担当者記録簿、労務管理記録簿（労働時間等の記録簿）



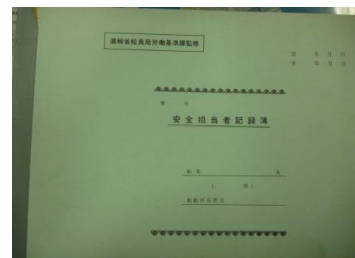
海員名簿



公用航海日誌



衛生担当者記録簿



安全担当者記録簿

※上記の書類については、最寄りの船具店等において購入できます。
労務管理記録簿は国土交通省のホームページに様式を掲載しています。
(https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html)

② 船員手帳の受有

※運輸局や指定された市町村で交付されます。



③ 発航前検査

発航前に航海に支障がないか、準備が整っているか等の検査を行い、「公用航海日誌」に記録

④ 航海の安全の確保

見張りや休息などの「航海当直基準」を遵守

⑤ 航行に関する報告

海難等が発生した場合の報告義務

⑥ 雇入契約書の交付

雇入契約書を2通作成し、1通を船員に交付し、他の1通を事務所に備え置くとともに写しを船内に備え置く（事業者が船長を兼ねている場合は不要）

⑦ 雇入れ契約成立等の届出

船員手帳・海員名簿に必要事項を記入のうえ、運輸局（本局・運輸支局・海事事務所）または指定された市町村の担当窓口へ届出書を提出

※届出の際に必要な確認書類（お持ちいただくもの）は手続きの内容によって異なりますので、詳細は担当窓口へお尋ねください。

※特定教育訓練対象者の雇入届出の際は、訓練状況が確認できる教育訓練実施記録簿等の提示が必要です。（特定教育訓練対象者はP14参照）

⑧ 安全と衛生

船員の安全と衛生を守るために、安全担当者と衛生担当者を選任し、医薬品・作業用具の整備や教育を行い、安全担当者記録簿または衛生担当者記録簿に記録する。

⑨ 健康証明書

指定された医師が証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り込ませるはなりません（事業者が船長を兼ねている場合は不要）。

⑩ 労働時間等の記録

雇用船員がいる場合、船員ごとに労務管理記録簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければなりません。

⑪ 船員法第111条に基づく報告

「災害疾病発生状況報告」「事業状況報告」を主たる事務所を管轄する運輸支局等へ報告

IV. 運航開始までに必要な教育訓練

船舶所有者は、初任の船長等の乗組員について、船舶の航行する水域の特性等に応じた操船に関する教育訓練（＝**特定教育訓練**）を実施する必要があります。

【特定教育訓練対象者】

総トン数20トン未満の船舶の乗り組む下記の者

- ・ 船長
- ・ 甲板員
- ・ その他乗組員（輸送の安全の確保に関する業務を行う者）
- ・ 復職船員（3年を超える期間上記職務を離れたのち、復職しようとする者）

従来、船員法が適用されない「総トン数5トン未満」「湖、川又は港のみを航行」の船舶（特定小型船舶）も対象です。

※航路の新設・変更や使用船舶の変更があった場合、職務が上位へ変わる場合（甲板員から船長、その他乗組員から甲板員など）にも再度訓練を受ける必要があります。

詳細は、下記資料をご覧ください。



国土交通省のHPに掲載しています。



URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000041.html

※船員法適用船舶については、雇入届出・雇入契約変更（職務変更）届出の際に訓練状況の確認を行いますので、特定教育訓練実施記録簿の提示が必要です。

V. 安全設備の義務化について

令和4年4月23日に発生した知床遊覧船事故を受けて開催された「知床遊覧船事故対策検討委員会」において、船舶の安全基準の強化を含む、「旅客船の総合的な安全・安心対策」がとりまとめられました。

これを受けて、以下の安全設備が原則義務化される予定となっております。

- 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せず乗り移りが可能な改良型救命いかだ等
- 陸上との間で常時通信できる法定無線設備（携帯電話を除く）
- 海難発生時に救難信号及び自船位置情報を発信する非常用位置等発信装置

対象船舶、適用日は船舶検査証上の航行区域等によって異なりますので、詳細はパンフレット（P15、16）及び国土交通省HPをご確認ください。

（URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html）

新たな安全設備の義務化あたり、小型旅客船等への安全設備の早期導入を図るため、「小型旅客船等安全対策事業費補助金」の公募を開始しておりますので活用をご検討ください。

○お問い合わせ先

「小型旅客船等安全対策事業費補助金」事務局

公募期間：令和5年4月26日（水）～令和6年10月31日（木）

URL：<https://marine-safe.jp/marine-safe/>

旅客運送事業者等の皆様へ

2024.1.19

3つの安全設備の義務化のお知らせ

義務化の対象となる安全設備

法定無線設備



法定無線設備の見直し

非常用位置等発信装置



海難発生時に位置情報を発信

改良型救命いかだ等
(乗り移り時の落水危険性を軽減)



水中での救助待機が不要

適用日

「法定無線設備」「非常用位置等発信装置」

旅客船（旅客定員13人以上の船舶）※1 : 令和6年4月1日

旅客定員12人以下の事業船 ※1※2 : 令和7年4月1日

「改良型救命いかだ等」

パブリックコメントや一部製品の開発状況を踏まえ、現在検討中です。

※1「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用のみに供する船舶(小型兼用船を含む)については遊漁船事業者の皆様向けのお知らせをご覧ください

※2「海上運送法」の適用を受け人の運送をする事業者が使用する船舶

経過措置



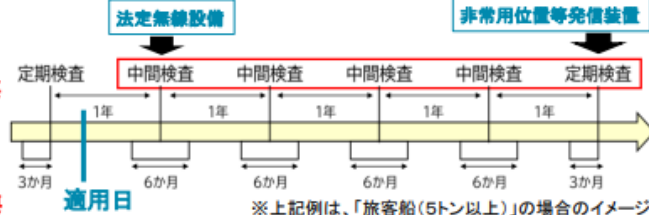
「法定無線設備」



「非常用位置等発信装置」



適用日以降最初に迎える定期検査
までに積み付けが必要



※上記例は、「旅客船(5トン以上)」の場合のイメージ



法定無線設備

●義務化について

➢ 限定沿海を航行する「①旅客定員13人以上の旅客船」の法定無線設備から携帯電話を除外

➢ 「②旅客定員12人以下の事業船」に対して、新たに法定無線設備を義務付けを予定

<適用日以降の義務化の対象範囲>

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水（湖川港内）	不要	不要
平水（上記を除く）琵琶湖	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話※	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話※
2時間限定沿海	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話	業務用無線設備 又は 衛星電話
沿岸5海里 沿海	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は	

※航行区域が携帯電話のサービスエリアにある場合に限る



非常用位置等発信装置

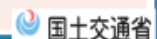
●義務化について

➢ 限定沿海以遠を航行する「旅客船及び事業船（①及び②）」に対して非常用位置等発信装置の積み付けを義務化

<適用日以降の義務化の対象範囲>

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水	不要	不要
2時間限定沿海 瀬戸内	EPIRB※ 又は AIS(簡易型(Class-B)を含む)	
沿岸5海里		
沿海		

※AIS-SART機能を有し、位置情報が向上した新型





改良型救命いかだ等

※適用日は現在検附中

●義務化について

- 一定の水温を下回る海域での救命設備として、改良型救命いかだ等の積み付けを**原則義務化**

通年運航する場合
搭載義務の対象海域のイメージ



<適用日以降の義務化の対象範囲>

海水温については、気象庁等が公表している過去30年間（瀬戸内5年間）の海面水温の平均値を元に基準を設定

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水（湖川港内）	不要	不要
平水（一部の湖※1）	水温が10度未満となるおそれのある水域を航行する場合 改良型救命いかだ等の積み付けが必要	
平水（上記を除く）	改良型救命いかだ等の積み付けが必要	
2時間限定沿海	水温が20度未満となるおそれのある水域を航行する場合 改良型救命いかだ等※2の積み付けが必要 （一部の船舶は15度未満）	
沿岸5海里	改良型救命いかだ等※2の積み付けが必要 （一部の船舶は15度未満）	
沿海	改良型救命いかだ等※2の積み付けが必要 （一部の船舶は15度未満）	
近海	改良型救命いかだ※3の積み付けが必要	

※1：琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、穴道湖又は支笏湖
 ※2：総トン数20トン以上の大型船（沿海）の場合、改良型救命いかだまたは救命艇
 ※3：総トン数20トン以上の大型船の場合、改良型救命いかだまたは救命艇

★水温の確認方法

下記QRコードをスキャン
各水域の温度をご確認いただけます

<QRコード>



<URL>

<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527IQjjz3l&ll=43.59519975346771%2C142.93033323178628&z=7>

クリック



●搭載不要となる特例（組み合わせも可能） ※2024年1月19日時点

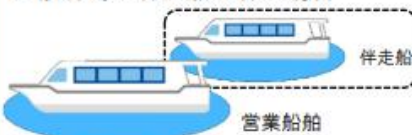
- 一定の水温を下回る時期に運航しない

例：種子島・屋久島沿岸海域

- 10度未満 該当なし
- 15度未満 該当なし
- 20度未満 1/30～3/8
- 20度以上 3/9～1/29

20度未満の時期1/30～3/8は航行しない場合は積み付けは不要

- 航行時に伴走船を伴う場合



- 全通水密甲板を有する船舶（15度～20度に限る）



- 母港（出発港）から5海里以内を航行する船舶（15度～20度に限る）



- 救助船を配備している船舶（15度～20度に限る）



※現存船で救命いかだ等（救命いかだ又は内部収容型浮器）を搭載している場合、乗込装置を備え付ける場合に限り、引き続き既存いかだ等を搭載が可能

詳しくは右のQRコードより「義務化の方向性」の資料をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

ご不明点あれば、最寄りの検査機関（小型船：JCI、大型船：地方運輸局）にお問い合わせください。



国土交通省

管轄地域

九州運輸局海事振興部旅客課（TEL:092-472-3155）

福岡県のうち、福岡市、宗像市、福津市、古賀市、大野城市、春日市、太宰府市、糸島市、筑紫野市、朝倉市、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、那珂川市、糟屋郡、朝倉郡、うきは市、みやま市、三井郡、三潞郡、八女郡、長崎県のうち、壱岐市、対馬市

福岡運輸支局（門司港庁舎） 運航担当（TEL:093-322-2700）

福岡県のうち、北九州市（門司区、小倉北区及び小倉南区に限る）、行橋市、豊前市、飯塚市、田川市、嘉麻市、京都郡、築上郡、田川郡、嘉穂郡

福岡運輸支局若松海事事務所 監理・運航担当（TEL:093-751-8111）

福岡県のうち、北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡

佐賀運輸支局（唐津庁舎） 海事担当（TEL:0955-72-3009）

佐賀県全域

長崎運輸支局（本庁舎） 運航担当（TEL:095-822-2800）

長崎県のうち、長崎市、諫早市、大村市、島原市、五島市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡、南松浦郡、西彼杵郡

長崎運輸支局佐世保海事事務所 監理・運航担当（TEL:0956-31-6165）

長崎県のうち、佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、北松浦郡

熊本運輸支局（三角庁舎） 運航・船舶担当（TEL:0964-52-2069）

熊本県全域

大分運輸支局 運航・船舶担当（TEL:097-503-2011）

大分県全域

宮崎運輸支局 運航・船舶担当（TEL:0985-63-2513）

宮崎県全域

鹿児島運輸支局（本庁舎） 運航担当（TEL:099-222-5660）

鹿児島県全域

下関海事事務所 監理・運航担当（TEL:083-266-7151）

山口県のうち、下関市、宇部市、山陽小野田市、長門市

安全管理規程関係についてはこちらまで

九州運輸局海上安全環境部運航労務監理官（TEL:092-472-3181）